

川崎病院ボランティア推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市立川崎病院におけるボランティア活動の円滑化及びボランティアの積極的な受け入れによって、患者サービスの充実・向上を図り、もって市民との交流を推進するため、市立川崎病院ボランティア推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) ボランティア活動の充実に関すること。
- (2) 円滑なボランティア活動に向けた調整に関すること。
- (3) ボランティア研修に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は看護部長を、副委員長は庶務課長をもって充てる。
- 3 委員は、委員長が選任する。

(委員会)

第4条 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

(部会)

第5条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が招集し、部会の長及び部会委員は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 部会の長は、ボランティア活動を円滑化して、患者サービスの充実・向上を図るため、市民との交流を推進するための対策を検討し、その結果を委員

長に報告する。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第7条 委員会及び部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、川崎病院事務局医事課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。